

# 飛驒法人会だより

No.214  
2018

平成30年8月20日 第214号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>  
メールアドレス [hidahojn@siren.ocn.ne.jp](mailto:hidahojn@siren.ocn.ne.jp)

TEL 0577-34-2201  
FAX 0577-33-1093

夏



## 目次

- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 河之口 幹夫……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～9
  - 軽減税率制度への対応には準備が必要です！
  - 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(事業承継税制)のあらまし
- (公社)飛驒法人会 第6回 定時総会開催……………10～12
- 第6回 (一社)岐阜県法人会連合会 定時総会開催……………13
- 女性部定時総会開催……………13
- 休憩室…私の夢は、未来永劫、きれいな川で子どもたちが遊ぶ姿が見られること ……14～15
- 事業所訪問……加藤土木株式会社……………16～17
- とんなんしいべい(支部短編ニュース)……………18～19
- 青年部会だより・女性部会だより……………20～21
- 読者の窓……………23
- 事務局だより・編集後記……………24



— 金山巨石群 岩屋岩蔭遺跡(毎年、春分の日及び秋分の日の方4時から5時の間に、瞬間的に巨石の間から太陽の光が射し込む現象) — 下呂市金山町岩瀬

## 高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 ごのくち みきお 河之口 幹夫

署長さんは、昭和38年のお生まれで、55歳です。

ご出身は、三重県伊勢市、伊勢神宮のすぐお近くとのことです。現在は名古屋市にご自宅があり、奥様と娘さんを残され、高山には単身赴任しているそうです。

昭和58年の津島税務署法人部門を振り出しに、名古屋国税局では、課税第二部資料調査課の後、法人課税課と課税総括課での勤務が長く、平成13年1月に新設された課税総括課は、その設立準備室の段階から携わっておられたそうです。主に法人税の調査事務と課税部の事務運営の仕事を中心に従事されたそうで、平成25年には大阪国税局枚方税務署副署長、その後、中川税務署筆頭特別国税調査官(法人調査担当)、名古屋国税局総務部人事調査官を経て高山税務署長に着任されました。

飛驒地方については、「豊かな自然」、「格調高い伝統と文化」、「美味しいお酒と食べ物」という印象をもっておられ、きれいな町並みの散歩や山歩き、温泉、ウインタースポーツなど、3度目の単身赴任生活を楽しまたいとおっしゃっていました。

着任に当たっては、管内が広く歴史ある高山税務署長の任を光栄に感じており、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、「明るく風通し良い職場環境を作り」、「適正・公平で納税者の方々から信頼される税務行政を推進していきたい。」と語っていました。



高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
署 長	青木 愛	国税庁 課税部 課税総括課長補佐	署 長	河之口 幹夫	局・総務部 人 事 調 査 官
<b>法 人 課 税 部 門 職 員</b>					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
法人課税第一部門 上席国税調査官	田島 雄人	昭 和 法人課税第一部門 上席国税調査官	法人課税第一部門 上席国税調査官	中荒江 勸	岐阜南 法人課税第一部門 上席国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	山崎 智広	局・課税 第二部 法人課税課 情報技術専門官	法人課税第二部門 統括国税調査官	松永 健児	名古屋国税 不服審判所 管理課総務係長
法人課税第二部門 上席国税調査官	木村 ラオール	下 田 法人課税部門 上席国税調査官	法人課税第二部門 上席国税調査官	谷腰 和明	津 島 法人課税第三部門 上席国税調査官
法人課税第二部門 事 務 官	久保田 治憲	沖 縄 法人課税部門事務官	法人課税第二部門 国 税 調 査 官	柴田 直也	昭 和 法人課税第五部門 国 税 調 査 官
<b>そ の 他 の 部 門 の 職 員</b>					
部門・役職	氏 名	新任地及び役職	部門・役職	氏 名	前任地及び役職
総務課総務係長	坂野 聡子	鳥 田 総務課総務係長	総務課総務係長	関本 亘	名古屋西 個人課税第二部門 国 税 調 査 官
管理運営部門 統括国税徴収官	小川 孝己	名古屋東 管理運営部門 統括国税徴収官	管理運営部門 統括国税徴収官	森 淳	四日市 管理運営第二部門 統括国税徴収官
管理運営部門 上席国税徴収官	坂野 知精	関 管理運営部門 上席国税徴収官	管理運営部門 上席国税徴収官	奥名 慶之	富 士 管理運営第三部門 上席国税徴収官
管理運営部門 国 税 徴 収 官	伊藤 毅	名古屋北 管理運営部門 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門 上席国税徴収官	田中 靖秀	磐 田 徴 収 部 門 上席国税徴収官
管理運営・徴収部門 上席国税徴収官	加藤 正一	名古屋中 徴収第二部門 統括国税徴収官	管理運営・徴収部門 上席国税徴収官	小森 義雄	富 士 管理運営第三部門 上席国税徴収官
管理運営・徴収部門 国 税 徴 収 官	塚原 大策	大 垣 管理運営部門 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門 上席国税徴収官	山本 剛	沼 津 徴 収 第 二 部 門 上席国税徴収官
管理運営・徴収部門 国 税 徴 収 官	谷川 修大	関 管理運営部門 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門 国 税 徴 収 官	川口 賢市郎	局・徴収部 特別整理総括課 総務係国税徴収官
管理運営・徴収部門 国 税 徴 収 官	金澤 輝久	局・総務部 会計課予算係主任	個人課税第一部門 統括国税調査官	松田 規由	局・課税 第一 部 資料調査第一課主査
個人課税第一部門 統括国税調査官	松本 英明	岐阜北 個人課税第一部門 統括国税調査官	個人課税第一部門 上席国税調査官	瀬賀 康弘	一 宮 個人課税第四部門 上席国税調査官
個人課税第一部門 上席国税調査官	重本 寛	関 個人課税第一部門 総括上席国税調査官	個人課税第一部門 国 税 調 査 官	杉村 圭悟	豊 田 個人課税第三部門 国 税 調 査 官
個人課税第一部門 事 務 官	政井 智行	刈 谷 個人課税部門 国 税 調 査 官	個人課税第二部門 統括国税調査官	可児 治美	中津川 個人課税第二部門 上席国税調査官
個人課税第二部門 統括国税調査官	佐藤 善保	昭 和 個人課税第五部門 統括国税調査官	個人課税第二部門 国 税 調 査 官	野田 遼介	一 宮 個人課税第四部門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 国 税 調 査 官	荒木 勇登	千 種 個人課税部門 国 税 調 査 官	個人課税第二部門 国 税 調 査 官	北川 智也	熱 田 個人課税第四部門 国 税 調 査 官
個人課税第二部門 国 税 調 査 官	高山 純弥	熱 田 個人課税部門 国 税 調 査 官	個人課税第一部門 事 務 官	内垣 正真	浜松西 個人課税第四部門 事 務 官
個人課税第二部門 事 務 官	高須 美宇矢	浜松西 個人課税部門事務官	資産課税部門事務官	谷口 亮太	千 種 資産課税第二部門 事 務 官
個人課税第二部門 事 務 官	佐田 莉佳	金 沢 個人課税部門事務官			
資産課税部門事務官	清川 翔太	税 務 大 学 校 東 京 研 修 所			



## 軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

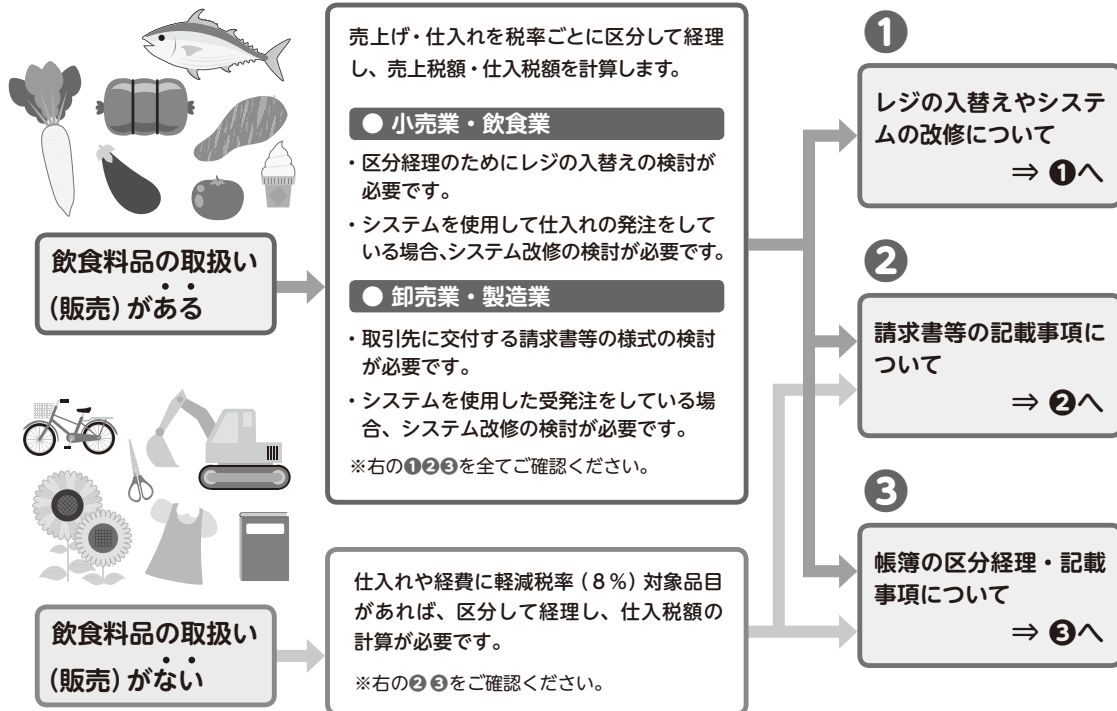
軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

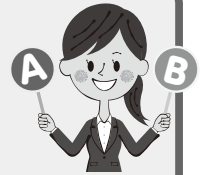
POINT



④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

## ① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



### 軽減税率対策補助金の2つの申請類型



**A型** 複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合



**B型** 電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。  
 【専用ダイヤル】0570-081-222 【URL】<http://kzt-hojo.jp>  
 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

## ② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

### 軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

日付	品名	金額
11/1	米 A	5,400円
11/1	牛肉 B	10,800円
∴	∴ B	∴
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
10%対象		88,000円
合計		131,200円

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
∴	∴ B	∴
合計		43,200円

日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴ B	∴
合計		88,000円



- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒現行の請求書と変わりありません。

### ③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・ <b>軽減税率の対象品目である旨</b>

#### 【記載に関する留意点】

- ①「**軽減税率の対象品目である旨**」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ②一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

#### 記載例



XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) <b>A</b>	43,200 <b>B</b>
⋮	⋮	⋮		⋮
				(※:軽減税率対象品目)

**A** 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

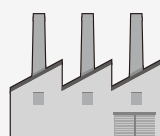
**B** 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

### ④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

#### 業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

##### 食品製造業

- ・飲食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

##### 食品卸売業

- ・通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

##### 小売業

- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

##### 飲食業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



## 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、  
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



### ステップ 1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

### ステップ 2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

### ステップ 3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

### ステップ 4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

### ステップ 5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

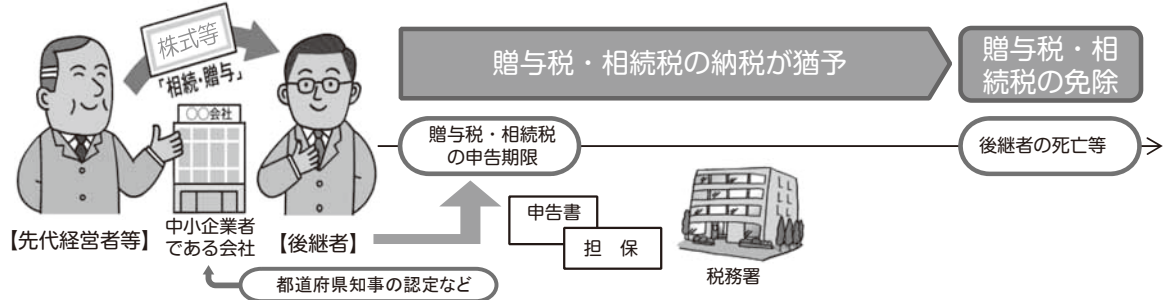
最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、  
こちらのQRコードからアクセスすることができます。





## 非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除(事業承継税制)のあらまし

○ 事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



○ 平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置(以下「一般措置」といいます。)に加え、**10年間の措置**として、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃**や、**納税猶予割合の引上げ(80%から100%)**等がされた**特例措置**(以下「特例措置」といいます。)が創設されました。

### (参考)特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (平成30年(2018年)4月1日から 平成35年(2023年)3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (平成30年(2018年)1月1日から 平成39年(2027年)12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

○事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の「事業承継税制特集」に掲載しております。  
 ○申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。  
 ○平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。



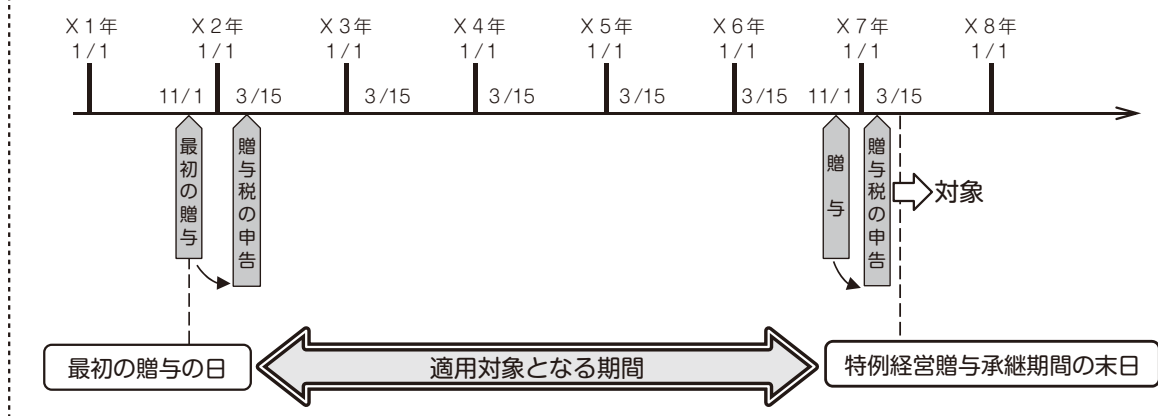
## 事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

特例措置については、平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります。

また、事業承継税制の適用を受けようとする者が、その会社の非上場株式等について既に事業承継税制の適用を受けている場合には、上記に加え、最初のその適用に係る贈与・相続等の日から(特例)経営(贈与)承継期間の末日までの間に贈与税・相続税の申告期限が到来する非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります。

(例)最初に贈与税の特例措置の適用を受けている場合

その最初の贈与の日からその贈与に係る「特例経営贈与承継期間」内に申告期限が到来する贈与(相続)が対象となります。



## 一般措置に関する平成30年度税制改正による主な改正事項について

一般措置に関する平成30年度税制改正による主な改正の概要は、次のとおりです。

なお、これらの改正は、平成30年1月1日以後の贈与・相続等について適用されます。

また、平成29年12月31日以前の贈与又は相続等により取得した非上場株式等について一般措置の適用を受けた者についても、原則として、下記1、2の改正後の規定が適用されます。

### 1 適用対象となる贈与者及び被相続人の改正等

会社の非上場株式等について既に一般措置の適用を受けている者等が、当該会社の非上場株式等を贈与又は相続等により取得する場合には、贈与者又は被相続人の要件については次のとおりとされました。

- ① 贈与者……贈与の時に当該会社の代表権を有していないこと
- ② 被相続人……当該会社の非上場株式等を有していた個人

なお、上記の贈与又は相続等については、経営(贈与)承継期間の末日までに当該贈与又は相続等に係る贈与税又は相続税の申告期限が到来するものが対象となります。

### 2 特例措置の創設に伴う改正

特例措置の創設に伴い、次の①及び②の改正が行われました。

- ① 一般措置の適用を受ける者の要件について、その会社の非上場株式等について特例措置の適用を受けていないことが追加されました。
- ② 猶予税額の免除事由について、経営(贈与)承継期間の末日の翌日以後に、特例措置の規定の適用に係る贈与をした場合が追加されました。

## 公益社団法人 飛驒法人会 第6回 定時総会開催

●と き 平成30年6月12日 ●ところ 高山グリーンホテル

- 平成30年度の定時総会は、出席会員数63社(委任状提出1,008社)が参加し盛大に開催されました。
- 平成29年度事業報告、平成30年度事業計画、役員改選などの議案が満場一致で承認可決されました。

議事終了後、来賓高山税務署長青木 愛氏、名古屋税理士会高山支部長田中勝彦氏から祝辞を賜り、大同生命保険(株)・AIU損害保険会社・アフラック各社の祝電を披露して終了しました。

- 総会終了後、懇親会に移り来賓の皆様ほか会員同士、情報交換をして盛会裏に終了しました。



青木税務署長



定時総会の様子

## 平成29年度 事業報告 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

### 1 組織の現状

平成29年12月末における会員数は1,667社(前年同期比52社減少)で加入率は44.4パーセント(前年同期比1.3ポイント減少)となり、県平均値(46.6%)を2.2ポイント下回り、依然として会員減少傾向が進んでいる。

理事の皆様による会員勧奨、保険会社の団体保険の加入を通じた会員増強策を講じているが、なかなか改善されていないのが現状である。

### 2 事業の実施計画

#### (1) 公益目的事業

青年部会・女性部会による小学校児童・中学校生徒への租税教室、税を考える週間行事の税金クイズ、及び会報誌・ホームページでの税知識の普及活動など、対象を非会員にも拡大して取り組んできた。

また、講演会の開催、地域イベントへの協賛、福祉施設への寄付や訪問など、社会貢献活動にも積極的に取り組んできた。

#### (2) 会員支援等事業

総会時の懇親会などの会員交流、全日本労働福祉協会による健康診断、並びに生命保険・損害保険会社3社提供の福利厚生制度の推進に努めた。

3 行事内容(月別会議・研修会等・県連行事等)

平成29年度 おもな行事内容

年 月 日	行 事 内 容 (開催場所)
平成29年 4月20日	飛驒法人会だより No.209発行
4月28日	正・副会長会議 理事会(ひだプラザホテル)
5月15日	高山南支部定時総会
5月16日	高山支部定時総会(洲さき)
5月18日	女性部会定時総会(旅館 清龍)
6月 7日	第5回県法連理事会・定時総会(岐阜市)
6月12日	萩原支部定時総会
6月13日	第4回定時総会(高山グリーンホテル)
6月14日	下呂支部定時総会
6月16日	神岡支部定時総会
6月22日	小坂支部定時総会
6月23日	古川支部定時総会
6月23日	金山支部定時総会
7月 5日	広報委員会(高山市民文化会館)
8月20日	飛驒法人会だより No.210発行
8月25日	青年部会租税教室講師養成研修会(高山観光ホテル)
9月 5日	厚生委員会・福利厚生制度推進連絡協議会(ホテルアソシア高山リゾート)
9月13日	理事会(飛驒高山美術館)
10月 4日	広報委員会(高山市民文化会館)
10月 5日	全法連全国大会・税制改正要望全国大会(福井大会)
10月13日	第40回県下法人会青年部会連絡協議会(下呂市 主管:飛驒法人会青年部会)
10月18日	第36回県下法人会女性部会連絡協議会(岐阜市)
11月 7日	上村洋行氏講演会(高山市役所)
11月 9~10日	全国青年の集い(高知大会) 岐阜大会PR隊参加
11月17日	飛驒青年部会連絡協議会「税務署長と語る会」(高山市)
11月20日	飛驒法人会だより No.211発行
11月20・21・27日	平成30年度税制改正要望書提出(高山市・飛驒市・下呂市・金子代議士)
11月20日	飛驒法人会だより No.211発行
12月15日	「全国青年の集い・岐阜大会」第10回実行委員会(岐阜市)
12月20日	運営研究会実行委員会(事務局)
平成30年 1月 1日	飛驒法人会だより No.212発行
1月18日	厚生委員会・福利厚生制度推進連絡協議会(ひだホテルプラザ)
2月 7日	県法連理事会・運営研究会(岐阜市)
2月23日	理事会(高山グリーンホテル)
3月 6日	広報委員会(事務局会議室)
3月 9日	東海法人会連合会大会(静岡市)

租 税 教 室 開 催 学 校

12月 5日	高山市立北稜中学校	1月22日	高山市立本郷小学校
12月 8日	高山市立栃尾小学校	1月23日	下呂市立萩原小学校
12月19日	下呂市立小坂小学校	1月24日	下呂市立金山小学校
12月21日	飛驒市立古川西小学校	1月29日	高山市立清見小学校
1月16日	高山市立久々野小学校	1月31日	高山市立北小学校
1月17日	高山市立南小学校	2月 1日	飛驒市立神岡小学校
1月17日	下呂市立下呂小学校	2月 2日	高山市立西小学校
1月17日	下呂市立尾崎小学校	2月19日	飛驒市立山之村中学校



**平成30年度 事業計画** (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

本年度推進する主要事業は次の通りです。

**1. 公益目的事業**

- ①租税教室 …………… 青年部会及び女性部会による小・中学校での租税教室開催
- ②税の絵はがきコンクール …………… 租税教室開催時に作品募集
- ③税金クイズ(税を考える週間行事) …………… 税金展会場において実施
- ④税務研修会 …………… 各支部ごとに開催
- ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供 …… 法人会だよりの一般配布

**2. 社会貢献事業**

- ①講演会の開催 …………… 一般市民にも参加案内
- ②地域イベント協賛 …………… 地域団体等と共同実施
- ③社会福祉団体等への寄付等 …………… 寄付金、ボランティア活動

**3. 会員支援事業**

健康診断の実施、全法連が提供(保険会社3社へ委託)する福利厚生制度の推進

月別会議・研修会等計画(30年8月以降分)

**1 主要会議等**

名称	月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
理事会			○					○		9月20日
厚生委員会			○							14日
青年部会協議会				○			事前協議		○	5日 土岐市 主管 多治見
女性部会協議会				○			事前協議		○	16日 岐阜市 主管 大垣
県連運営研究会								○		飛驒研究発表
税制改正要望大会 及び全法連大会				○						11日 鳥取県
全国青年の集い					○					8・9日 岐阜市 実行委は随時
東海法連大会									○	8日 岐阜市

**2 研修会等**

名称	月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
支部別研修会				○	○	○		○	○	
講演会					○					12日 高山市民文化会館

**3 主要事業**

名称	月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
租税教室 絵はがきコンクール						○	○	○		青年部会 女性部会
税を考える週間					○					11日～17日
会報誌発行		○			○		○			法人会だより

## 第6回 (一社)岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成30年6月6日

●ところ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局課税第二部長 中川 政晴氏はじめ来賓多数を迎えて盛大に開催。
- 平成29年度事業報告、平成30年度収支予算など満場一致で承認可決。
- 功労者表彰として、県連会長から表彰状の贈呈(敬称略)。

### 県連会長表彰(飛驒法人会の受賞者)

理事 柳 七郎 (株)柳 組  
理事 林 謙三 飛驒信用組合



## 女性部定時総会開催

●と き 平成30年5月14日

●ところ ホテルアソシア高山リゾート

- 女性部会の定時総会を、高山税務署青木署長はじめ多数の来賓を迎え、会員18名が出席して盛大に開催しました。
- 平成29年度事業報告・決算報告・平成30年度事業計画・収支予算が、満場一致で承認されました。



- 今年度においても、女性部会としての特質を生かして租税教育活動と地域社会貢献活動を中心に活動することが承認されました。
- 総会終了後の懇親会では、出席者全員と意見交換して盛会裏に終了しました。

# 休憩室

## 「私の夢は、未来永劫、きれいな川で 子どもたちが遊ぶ姿が見られること」

益田川上流漁業協同組合 代表理事組合長 早川 重幸

益田川上流漁業協同組合は、飛騨川の最上流部をエリアとしている。源流部は、乗鞍岳と御嶽山の山麓で手つかずの自然が残っている。豊かな森は、ミネラル分を多く含み、多くの生命を育てている。そんな自然豊かな土地に生まれた私の幼い頃の遊びといえば、川遊びであった。

今では考えられない話だが、上級生の釣りを見よう見まねで釣っていた。粗末な竹竿に、太い糸、エサは畑の脇にある堆肥から獲ったミミズ、それでも30cmオーバーのアマゴやイワナが釣れたものだ。これがまた美味しかった。

8月に張り網が解禁となると、どこの家でも家族みんなで河原に出かけ、火を焚き、獲れたての鮎を串に刺し焼いて食べた。まるで飛騨川一帯がお祭り騒ぎのようであった。

そんな腕白な私であったが、一時的に飛騨を離れて都会で仕事に就いた時期もあった。やがて父が年をとると、長男であった私は実家へ戻ることとなった。すると冬はスキー、夏は川へとアウトドアにのめり込んでいく。夏の鮎釣り

は、おとりを操り野鮎をスレ掛かりさせるもので、その引きは相当なものであった。おとり鮎の扱い、鮎のいそうなポイントの見極めが釣果を左右する。地元の名手といわれた老人に手ほどきを受け、人よりたくさん釣れるようになると鮎釣りトーナメントに出場するようにもなった。すると漁協関係者とも仲良くなり、現在は組合長の職を拝している。

現在の世は、多種多様な遊びがあふれている。それに伴い、遊漁人口は減少の一途をたどっている。昭和40年代に1,000人以上であった漁協組合員は、現在500人を切り半数以下となった。

今の子どもたちは、川ではなく、ゲームで魚釣りを楽しむ。大人からすると「川は危険」という印象が強いようだ。そのため、学校によっては、川で遊ぶことを禁止しているところもあると聞く。せっかく自然豊かできれいな川が身近にあるのに、もったいない話である。

漁協では、子どもたちに釣りの楽しさを伝えようと、毎年夏休みの時期に釣り教室を開いて



鮎釣りを楽しむ人たち







魚の放流事業のようす

いる。ゲーム機の釣りでは感じられない魚の引きや生命感を肌で感じて欲しい。釣った魚が美味しいと体験して欲しいからだ。竿先に集中して、中りを探る子どもたちの目は真剣そのもの。釣り上げた魚に最初は戸惑っていた子どももやがて自力で針を外すまでになっていく。この子どもたちが、将来この川を守ってくれることだろう。

漁協の大きな役割の一つに漁業資源の保護と増殖事業がある。禁漁区や網漁期の設定など漁具の規制で魚の乱獲を防ぐことは重要な保護事業。近年のルアー・フライフィッシングといったゲーム性の高い釣り人気を反映して「キャッチアンドリリース区間」を設け、釣った魚をリリースしてもらっている。これらの釣り人は、釣って食べることよりも、今、魚が何を考え、どうすれば釣れるのかをイメージし、その通りの釣りで魚が反応して釣れることが楽しいのだ。



県外からも大勢の人が訪れる



リリースされた魚は、また子孫を増やし、川を豊かにしてくれることだろう。これが新たな保護事業となってくれることを願っている。

放流事業では、成魚、稚魚の放流がメインであるが、ここ数年は「発眼卵放流」に取り組んでいる。この放流は、卵に眼が出現し、孵化直前に川に埋設する放流技術である。他の放流方法に比べて、残存数が高い放流方法で、釣り人からたくさん釣れるようになったと好評を得ている。

河川環境は、漁協でも役員や漁場管理員で草刈り作業などに取り組んでいるが、広大な管内をすべてきれいにすることは難しい。こんなにきれいな河川であるのは、地域の皆様が環境整備に取り組み、ゴミゼロ運動や草刈り事業を行っていただいているおかげと感謝している。

未来永劫、きれいな川で子どもたちが遊ぶ姿が見られることが私の夢である。



## 事業所訪問

### 加藤土木株式会社

#### 概 要

代表者：代表取締役 加藤 勝  
所在地：岐阜県飛驒市神岡町船津1999  
創業：大正10年5月  
設立：昭和33年5月  
従業員数：26名  
事業内容：土木工事業、舗装工事業、とび 他

#### 対 談

**ききて** おはようございます。本日はお忙しい中お時間をいただきありがとうございます。朝が早いと伺っておりましたので早朝に訪ねてまいりました。まずは御社の創業についてお聞かせ願えますか。

**社長** はい、創業は大正10年(1921年)ですので、3年後に創業100周年を迎えます。

**ききて** 100周年ですか… 歴史を感じますね。それでは引き続き、沿革などをお聞かせください。

**社長** 弊社の始まりは、初代の祖父である幸太郎が二十歳の時に加藤組を創業したのが始まりです。

大正の末に高山線の敷設工事や荘白川の橋などの仕事に携わり、神岡町に落ち着いたのが昭和10年代の半ばと聞いております。昭和24年に加藤土木事業所として名称変更を行い、

同年登録。昭和33年に加藤土木株式会社へと組織変更いたしました。その間、三井神岡鉱山の工事を中心に、県等の公



社長 加藤勝氏



後列左から3人目 初代 幸太郎 5人目 先代 正基  
前列 武藤嘉門ご夫妻

共工事へと参入していったようです。

**ききて** そういえば神岡町の中心部にある西里橋も御社が施工したとお聞きしましたが。

**社長** そうですね。昭和26年竣工ですから、竣工してから67年が経ちます。こどもの頃に先代の父から「この橋はお祖父ちゃんが造った橋や」ということをよく聞かされました。今でも通る度に思い出します。もしかすると「将来は神岡へ戻って一緒に仕事をやるんやぞ!」ということを遠回しに伝えたかったのかも知れませんね。

残念ながら一緒に仕事をすることはできませんでしたが…。

祖父や父の地域へ対する思いを引き継いでいるかはわかりませんが、何とか事業を引き継いで今日に至っております。

**ききて** 大正、昭和、平成とそれぞれの時代とともに歩んできたわけですが、何か代々伝わっている教えというか、教訓のようなものはありますか。

**社長** 先代の父が26歳の時に祖父が亡くなり、私が22歳の時に父が亡くなっておりますので、教訓と言われると答えにくいのですが、武藤嘉門翁(元知事)から祖父へ宛てられた一通



西里橋施工風景



の手紙があります。「拙生九十年之生涯ヲ通シ  
真実誠意ヲ以テ自分ノ信条ト到居、幸ニ先輩  
友人之信任ヲ得幸福之一代ヲ相過候、余命既  
ニ数年ニ過ギズ候へ共毎日愉快ニ暮居候（中  
略）岐阜県下ヲ通シ同志之友ハ僅ニ四人ヲ数フ  
ルノミニ有之候、幸ニ貴殿其一人ニ御加入下  
サレ候ハ終生ノ信友トシテ御交際相願度候…」  
と手紙にあるのですが、真摯に仕事に向き合い、  
人の縁を大切にしてきた祖父への最大の贈り物  
だったのではと思います。父も地域愛の強い人  
でしたし、人の縁を大切にすることでは祖父  
と同じ、もしくはそれ以上だったのではないで  
しょうか。私もこうしてこの地でやってこられたの  
は、地域の方に助けられ、励まされてきたから  
だと思えます。祖父や父の教えというわけではあ  
りませんが、私に伝えたかったことは「地域、そ  
して人を愛すること」なんだと思えます。

**ききて** そういったものを受け継いできた社長の  
座右の銘は何かございますか。

**社長** 振り返るといろいろな方に支えられ、導  
いていただきました。地域の方はもちろんですが、  
何の常識も知識もない私を社員の方々が真心で  
支えてくださいましたし、家族に友人、同業者の  
先輩方、そして若いころに青年会議所で教えら  
れたことが現在に繋がっていると思えます。

私自身大切にしている言葉に「偏信を捨て、兼  
聴せよ」という言葉があります。自分の都合の良  
いことだけを聞いたり、一人の意見だけ聞いて  
判断せず、別の意見も聞いてみるという意味合  
いなのですが、今年で会社を引き継いで30年。  
本当にこの言葉が身に染みます。

**ききて** さて、現在の土木業界の状況と御社  
の今後の方針をお聞かせください。

**社長** 土木業界を取り巻く環境は決してよくあ  
りません。先行きが不透明ですし、受注工事も  
安定しません。おそらくこの先も公共工事は安  
定することはないでしょう。そして後継者問題。  
技術力、知識を持った方が年齢を重ねられ退  
職される時に、その後継者となるべく人がいな  
いことに直面する時が近づいています。それぞ



現在の西里橋

れの会社で度合いは違うものの、共通の課題と  
して真っ先に話題に上がります。今回の豪雨に  
よる災害復旧に対しても、今は何とか対応がで  
きて、この先10年、20年先を見据えると除雪  
体制にしてもそうですが、よっぽど考えていかな  
くてはと思っております。当たり前なのが当たり  
前にできなくなる辛さ、怖さが常に頭にあります。

今後についてですが、土木工事を中心に、  
昨年からはじめた異業種の分野へも力を注いでい  
きたいと思っております。「地域社会から必要と  
される会社」「社員から必要とされる会社」「代  
わりが利かない会社」を目指して、日々悪戦苦闘  
したいと思っております。

**ききて** まだまだお聞きしたいことがあるので  
すが、現場へ行かれるということなので、最後の  
質問にしたいと思います。飛驒法人会神岡支  
部の青年部会長も歴任されました立場から、法  
人会青年部へ一言お願いします。

**社長** 今日はとりとめのない話になってしまい  
申しわけございませんでした。

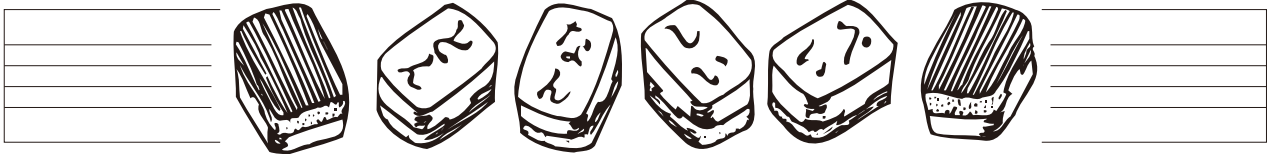
青年部では租税教室が一番印象に残ってい  
ます。租税教室前に神岡支部青年部会の下  
田現会長と幾度も練習しましたが、本番は撃沈  
してしまいました。上手くやろうと思わず、何をこ  
どもたちに伝えたいかが大切なのだと思います。

ぜひ飛驒法人会青年部で租税教育用のタッ  
クスレンジャー物語を作成して、全国へ発信し  
て欲しいと願っています。

青年部のみなさん、よろしくお願いたします。

**ききて** 本日は、大変お忙しい中ありがとうござ  
いしました。 (ききて 追分)





**萩原支部**

**今年で30回目を迎える馬瀬川大花火**

平成元年に「馬瀬の夜空に花火を打ち上げよう」と地域活性化の起爆剤として「馬瀬川大花火」を開催して30年。美しい花火は人々の心の中で鮮やかに記憶され、人々に夢や希望、感動を味わっていただきたいとの想いで活動を続けています。

これまで多くの方のご支援とご協力により、飛騨地方の夏を締めくくる風物詩として「馬瀬川大花火」は、多くの方々に喜んでいただいております。岐阜県の夏のフィナーレを飾る馬瀬川大花火も本年度で30回目を迎えることができました。



今年は8月25日(土) 20:00から馬瀬中切地内で開催します。

飛騨では最大級の尺玉をはじめとする大玉の花火が、轟音となって山々にこだまし、太鼓の音のように腹の底へと響き渡ります。迫力ある馬瀬の花火が多くの方をこれまで魅了されてきました。一度来たらやみつきになる、馬瀬川大花火をぜひご満喫ください。(桂川 記)

**古川支部**

**秋の幻想絵巻・きつねまつり**

漆黒の闇の中、松明の灯りを揺らしながら数十人にも及ぶキツネの嫁入り行列が静かに進んで行く。飛騨古川に古くから伝わるおとぎ話が今に蘇る、夜にその1ページを切り取ったような幻想的な雰囲気町中が包まれる、それが『きつねまつり』です。

きつねまつりの行列は、古川の町を厳かに通り、その後、まつり広場にて幻想的な結婚の儀が執り行われます。行列を見た人には、五穀豊穰や家内安全、商売繁盛などの願いが叶えられるということもあり、祭り当日には沿道や広場には多くの人が集まります。



もともとは商工イベントとして行われ、後に御蔵稻荷神社の例祭と組み合わせられて今の形になった『きつねまつり』。きつねの嫁入り行列の主役となる花嫁と花婿は全国に募集をかけて、その中から選びます。行列に参加する方はほとんどが地元の人ですが、全国から応募してくれる方もいて、一緒にきつねメイクや仮装をして行列に参加する方もみえます。



行列に参加しない人でも、『きつねメイク』のサービスがあるので、古川の町がきつねで溢れ返ります。(谷邊 記)

**イベント開催時間(9月22日(土))**

・13時～21時：きつねの嫁入り行列やステージ公演、バザー等

## 高山支部 第16回 飛驒高山ウッドフォーラムライブ開催!!

2018年8月26日(日)に、第16回 飛驒高山ウッドフォーラムライブが開催されます。

毎年、8月の最終日曜日に飛驒清見のウッドフォーラムにて、高校生から還暦過ぎのアマチュアミュージシャンまでが10組ほど集合し、野外コンサートを行っているイベントです。数年前には、このイベントに参加していた高校生がCDデビューもしました。



当日は、美味しい食べ物・飲み物の屋台も出店され、一日中家族で楽しめるようになっています。(下畑 記)

## 下呂支部 下呂温泉素肌美人プロジェクト「素肌美人スイーツ」

「どうせならきれいになる旅。」下呂温泉素肌美人プロジェクトから新感覚スイーツ続々誕生!! 地元の食材を使ってヘルシーに仕上げた限定のオリジナルスイーツです。

### 水明館



～味噌とチーズのバルフェ～  
下呂産味噌の風味が香るオリジナルソースとクリームチーズのコンビネーションが絶妙な下呂の人気スイーツ。ダブルの発酵食品パワーで美肌を目指せ!

### 水明館



～甘酒シェイク (抹茶味・トマト味)～  
飛驒の名酒「天領」の甘酒をたっぷり使ったシェイク。ビタミンCの抹茶味かリコピンのトマト味か。美肌を目指すあなたはどちらを選ぶ!?

### ゆあみ屋



～ジミソース温玉ソフト～  
地味噌を使ったジミソース×温玉ソフトクリーム。味噌のチカラと美肌の湯下呂温泉のお湯で作られた温泉玉子でもっともっと美肌に!!

### 幸月本家



～“和” MORI盛りパフェ～  
和の素材をふんだんに取り入れた特製スイーツ。味噌と葛のインフラボン・柚子のビタミンC・抹茶のカテキンは美肌のカギになる栄養素です。

### 水鳳園 飛驒牛茶寮 神月



～和 (なごみ) パフェ「脳」～  
地元ブランド米「銀の脳」を使用したヘルシーなババロアに、抗酸化作用のあるリコピンたっぷりのトマトジュレをトッピング。老舗旅館プロデュースの贅沢な和スイーツです。

### 千寿堂



～栃の実ソフト&栃の実ドーナツのパフェ～  
下呂名物「手焼き栃の実せんべい」の老舗がプロデュース。高ポリフェノール食材として注目される栃の実をふんだんに使ったオリジナルスイーツです。

### リゴロリゴロ



～下呂茶アップリン～  
ヨーグルト&甘酒ティラミス×下呂茶プリンの二層仕立て。腸内環境を整えるヨーグルト・美白成分のカテキン・抗酸化作用のあるカテキンで美肌に期待!

下呂温泉だけのスペシャルな美味しさをぜひ食べ歩いて味わってください(^^♪

(千田 記)

## 青年部会だより

### 「法人会 全国青年の集い」岐阜大会 開催迫る

第32回「法人会 全国青年の集い」岐阜大会が次のように開催されます。

飛驒法人会青年部会は、11月8日の租税教育活動のプレゼンテーションで活動発表を行います。全国から12単位会が発表し競い合います。また、9日の大会当日には物産展を担当します。

大会スローガン

**「未来を切り開く先駆けとなれ」**

～「天下布武」発信の地岐阜から～

開催日 平成30年11月8日(木)・9日(金)

会場 長良川国際会議場、岐阜グランドホテルなど

大会内容 **【11月8日】**

- ・租税教育活動プレゼンテーション(岐阜グランドホテル)

**【11月9日】**

- ・部会長サミット(岐阜グランドホテル)
- ・大会式典(長良川国際会議場)
- ・記念講演(長良川国際会議場)  
講師 紺野 美沙子(女優)  
演題 「今私たちにできること」～未来のために～
- ・大懇親会(岐阜都ホテル)

≪同日開催≫

- ・租税教育活動パネル展示(長良川国際会議場)
- ・物産展(長良川国際会議場・岐阜都ホテル連絡通路)

### 第41回 岐阜県下法人会青年部会連絡協議会が開催されます

日時 平成30年10月5日(金) 14時30分～

場所 セラトピア土岐(土岐市土岐津町高山4)

協議会内容

- ・式典
- ・研修会および分科会  
租税教室プレゼンテーション発表(飛驒法人会青年部会)  
**分科会テーマ「2018他を知り己を知る～未来へ向けて共有しよう～」**  
テーマ1 「租税教育活動の充実」 テーマ2 「部会員の活性化」  
2つのグループに分かれ意見交換

参加者 各単位会より8名程度、来賓を含め110名

主管法人会 (一社)多治見法人会 青年部会



## 女性部会だより

### 高山山ゆり学園訪問と奉仕活動

平成30年6月1日(金)、今年4月に高山市下切町へ新築移転した障がい者支援施設「高山山ゆり園」に会員他13名で訪問しました。



この施設には「清流の国ぎふ森林・環境税」が使われています

最初に施設長の舟洞様より施設の概略・サービスの内容等のご説明があり、その後、真新しい園内を案内していただきました。

「一人ひとりに合わせて ゆっくり のんびり 健康に」との思いを込めて造られた平屋建ての利用スペースは、障がいのある方が安全・快適に過ごせるよう、細部にも気を配った至れり尽くせりの園舎となっていました。

最後に短時間でしたが、当初の目的である窓ふき等の奉仕作業をさせていただきました。また、各自持ち寄ったタオルを施設に寄贈しました。

障がい者施設を見学し、窓ふき等の奉仕活動をしたことは、女性部会としての社会貢献活動として有意義なものでした。



### 企業訪問 大型低温重力波望遠鏡「KAGRA」(東京大学宇宙線研究所・重力波観測研究施設)

今年度の企業訪問は、飛驒市神岡町に建設されている大型低温重力波望遠鏡「KAGRA」を見学させていただきました。

山裾地下200mに、一辺3kmのL字型トンネルを掘削し、その中に鏡の振動を低減するための真空ダクトが設置されています。



東京大学の齊藤特任教授にご案内していただきながら、飛驒の山中深くに日本の科学の最先端でもあり世界に誇る巨大な設備が建設され、日々新たな取り組みがなされている事を知り、驚きとともに関係者の方々への尊敬の念を抱きつつ帰途につきました。



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

会員企業をサポートする  
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

**ハイパー任意労災**(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

**ハイパーメディカル**(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

**スマートプロテクト**(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

**ビジネスガードAUTO**(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

スターズ  
**STARS**(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

**プロパティガード+企業地震保険**(企業財産保険+  
財物損害補償特約+  
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

**情報漏えいガード**(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

**MRP保険**(マネジメントリスクプロテクション保険)

飲食品・化粧品のリコール時に発生する様々な費用を補償

**CPI**(生産物品質保険・CPI限定型)

海外進出企業向けサポートプラン  
ワールドリスク

**WorldRisk**

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。  
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

高山支店

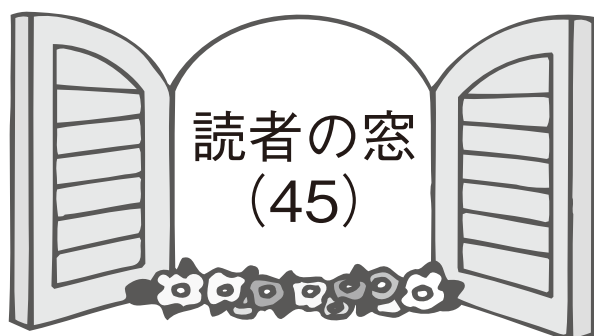
〒506-0025

高山市天満町5-13 スギビル3F

TEL.0577-32-0080 FAX.0577-36-1063

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-180010 2020-01)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。  
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた  
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの  
投稿をお待ちしています。  
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い  
します。

F A X 0577-33-1093  
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

## オリンピック効果

飛驒市 20代 女性

1980年代後半から90年代前半の、バブル時代前後の文化を再現するお笑いネタやイベントが最近ウケている。私の母が大学生の頃、日本はちょうどバブル真っ只中だった。「1万円札を振りかざしてもタクシーがとまらない時代だったんだよ。」なんて話を聞いても全く想像がつかないし、よっぽど景気が良かったのだろう。なにせ、朝ドラ「半分、青い」の主人公がボディコン姿でお立ち台に上がり、扇子を手に踊っていたくらいだ。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。「オリンピックを開催すると景気が良くなる。」「いやいや反対に悪くなる。」など様々な意見があるが、私はバブルのような活気を一度経験してみたい。そんな希望が最近のバブルブームに見え隠れされているように感じる。

しかし、実際問題としてオリンピック後にバブルのような好景気がくることは恐らくないだろう。オリンピックの費用はどこが負担するのか、税金の使い道が曖昧で期待より不安を抱く人の方が多いかもしれない。今政府に求めているのは税金の無駄遣いをなくすことである。オリンピック開催に向けて税金が正しく使われ、日本全体が元気になることを願います。

## 軽減税率について

高山市 40代 男性

仕事柄、気になったので軽減税率について調べてみました。今のところ消費税が10%に引き上げられる2019年10月1日と同時に導入されることになっています。

現在の段階で軽減税率が適応される対象品目になっているのは、  
・飲料食品(酒類、外食、ケータリング・出張料理等を除く)  
・新聞  
となっています。

軽減税率導入により低所得者の家計負担が減るというメリットがありますが、デメリットもあり、税収が減って、さらに軽減税率導入のための設備投資などの財源が必要になってしまいます。そして軽減税率は低所得者が軽減税率で恩恵を受けにくい制度であると思います。

たとえば、食材を購入する例でいくと、1,000円の食材を買った場合は20円しか軽減されませんが、10,000円の食料を買うと200円が軽減されます。つまり高い物を買える高所得者が一番得をするのです。

政府によれば軽減税率の財源は1兆円になるそうですが、それならばその財源を低所得者に還元するほうが一時的にでも問題解決につながるのではと考えてしまいます。

実際に導入されるまで協議も続くと思いますし、導入時の詳細はまだわかりませんが私たち国民の生活に関わることなので動向を見守りたいと思います。



事務局だより

講演会開催のお知らせ(速報版)

- とき 平成30年11月12日(月)  
午後7時～8時30分(開場6時30分)
- ところ 高山市民文化会館 小ホール
- 講師 長谷川 幸洋 氏(ジャーナリスト)



千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部を卒業後、1977年に中日新聞社に入社。東京本社(東京新聞)経済部、ジョンスホプキンス大学高等国際問題研究大学で国際公共政策修士、ブリュッセル支局長、論説副主幹などを経て2018年3月末に退社。政府税制調査会委員など数々の公職を歴任する。

今回は、「激動する世界～日本の針路を考える」をテーマに講演をしていただきます。**入場無料**でどなたでもお聴きになれますので、お誘い合わせてお出掛け下さい。

編集後記

■残暑お見舞い申し上げます。今年は、7月初旬の大雨に続き、その後異例の暑さとなりました。高山市でも連日最高気温が35～38℃と大変でしたし、8月6日には下呂市金山町で国内観測史上第2位となる41℃を記録しました。健康に配慮する基準が変わった夏だったのではないかと思います。

■毎年の人事異動で、新署長 河之口幹夫さんをお迎えしました。伊勢のご出身だそうで、三重県を代表する観光都市の良い所を高山にも教えて頂ければありがたいです。

■表紙の写真は、金山町の岩屋岩蔭遺跡です。聞くとところによると縄文時代に天文観測をした痕跡があり、エジプトの天文観測より3,000年も古い時代に観測されていたそうです。身近にそのような遺跡があることにワクワクします。

■「休憩室」では益田川の件が取り上げられています。飛驒地区は川が綺麗なことをもっと自慢したいものです。未来に向けて当たり前の自然が多く残り、共存できる「まちづくり」ができると良いと思います。

■これまで広報委員をして頂いた、矢島俊彦さんが定年退職を機に退任されました。長きにわたりご尽力いただきありがとうございます。(H.S)

**企業の税務コンプライアンス向上のために** 国税庁後援

**自主点検チェックシートをご活用ください!**

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制の強化や経理部の質を向上させることも重要な要素です。「入金金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

「自主点検チェックシート」は社内統制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目が盛り込まれています。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目で定めた「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先 **飛驒法人会** 電話 0577-34-2201 E-mail hidajoin@siren.ocn.ne.jp

平成30年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

- |       |        |       |       |       |       |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 住 宏 夫 | 長瀬 栄二郎 | 高橋 厚生 | 下畑 了三 | 内方 光一 | 加藤 久人 |
| 千田 純弘 | 桂川 典輝  | 細江 和彦 | 南 賢太郎 | 谷邊 浩也 | 追分 英輔 |
| 鍋島 正子 | 富川 由希子 | 佛坂 尚子 |       |       |       |